

令和3年分給与支払報告書の提出について(御案内)

日頃より、鹿屋市の税務行政について、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、地方税法に基づき、給与支払者は、前年中に給与の支払いをした給与所得者について給与支払報告書を作成し、給与所得者の令和4年1月1日における住所地の市町村長に提出する必要があります。

つきましては、下記事項に十分留意の上、ご提出くださるようお願いします。

なお、令和2年分の給与支払報告書をご提出いただいた事業所様については、**令和3年10月15日(金)**に給与支払報告書の提出についてのご案内の文書を送付しておりますので、そちらのご確認もよろしくお願いします。

1 提出先 鹿屋市役所 税務課 市民税係 宛

2 対象者 次のいずれかに該当する方

- (1) 令和4年1月1日現在において、住所所在地が鹿屋市かつ給与の支払いを受ける方
- (2) 令和3年中に退職し、退職時の住所所在地が鹿屋市の方
※給与支払金額が30万円を超える退職者については給与支払報告書の提出が義務付けられていますが、鹿屋市では30万円以下の場合においても、公正な課税を行うために提出のご協力をお願いしております。

3 提出期限 **令和4年1月31日(月) 必着** (早めの提出にご協力をお願いします。)

4 総括表 及び 給与支払報告書の記載上の留意点

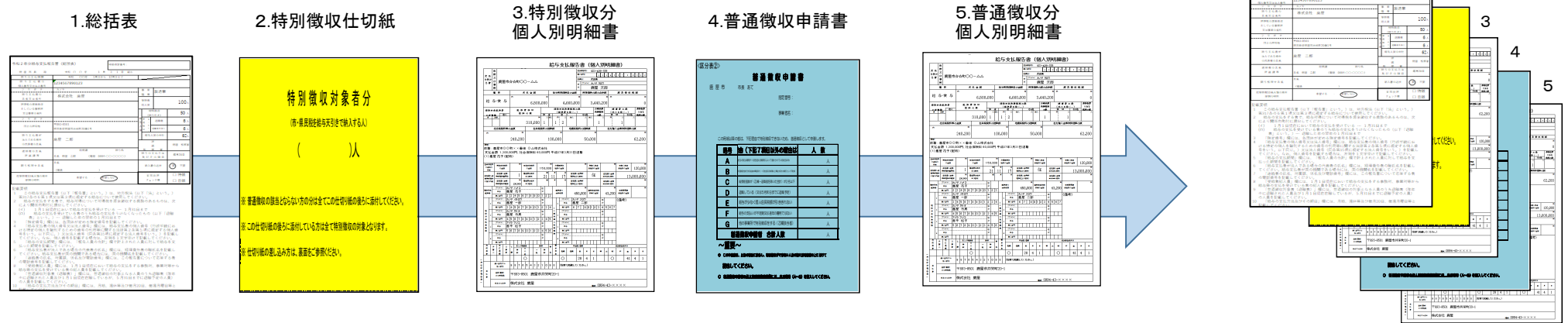
- (1) **給与等の所得者情報** 「氏名及びフリガナ、住所、生年月日、個人番号等」は必ず記入
- (2) **鹿屋市外に住所を有する**「扶養控除」「控除対象配偶者等(*1)」の対象者がいる場合
摘要欄に「氏名及びフリガナ、性別、続柄、生年月日、住所、備考欄に「個人番号」を記入
(*1)控除対象配偶者(源泉、特別含む)・同一生計配偶者の対象者
- (3) **他の事業所の給与**が含まれている場合
支払金額は合算額、摘要欄に「事業所名・給与の支払金額・社会保険料・退職年月日」を記入
- (4) **普通徴収の対象者**がいる場合
「普通徴収申請書の略号」と「個人別明細書の摘要欄に記入する略号」が一致しているか確認してください。

5 提出上の留意点

- (1) eLTAXで提出される事業所で普通徴収対象者がいる場合・・・普通徴収申請書の提出が必要
給与支払報告書の電子ファイルと併せて添付ファイルとして送信、または別途郵送で送付してください。
- (2) 紙媒体で提出される事業所の場合・・・指定の順番に並び替えて提出(下記参照)

6 給与支払報告書の提出手順について

総括表、区分表(特別徴収仕切り紙・普通徴収申請書)、個人別明細書を、下記の順番(1~5)に並べて提出してください。
給与支払報告書については、1人につき2枚(正本・副本)の提出をお願いします。



7 給与支払報告書(総括表)の記載方法について

令和〇〇年分給与支払報告書 (総括)		①	特別指定番号:
鹿屋市長 殿 令和〇〇年 1月31日 提出			
給与の支払期間	令和 〇〇年 1月分から 12月分まで		
給与支払者の 個人番号又は法人番号	1234567890123	業種	製造業
フリガナ	カノヤ	受給者 総人員	② 100人
給与支払者の 氏名又は名称	株式会社 鹿屋	特別徴収 (給与引き)	50人
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業の名称		普通徴収	6人
フリガナ		退職者を除く	6人
③ 同上の所在地	〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	報告人員の合計	62人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	鹿屋 二郎	所 税 務 署 名	鹿屋 税務署
連絡者の氏名	総務課	給与の支払方法 及びその期日	毎月20日
所属課等	氏名 鹿屋 三郎 (電話 0994-〇〇-〇〇〇〇)	納入書の送付	要・不要
給与税理士氏名	氏名 (電話)	※市役所 チェック欄	<input type="checkbox"/> 特徴 <input type="checkbox"/> 特徴
④ 総受給者10名未満の場合 納期の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		

① 特別徴収指定番号

令和3年度特別徴収指定番号を記入してください。
新規の事業所につきましては、「新規事業所」と記入してください。

② 受給者総人員

令和4年1月1日現在において給与の支払いをする事務所、事業所等から給与等の支払いを受けている者の総人員を記入してください(鹿屋市外も含む。)

③ 鹿屋市への報告人員

鹿屋市へ給与支払報告書を提出する人員(退職者を含む。)を記入してください。
なお、上記の提出手順のとおり提出していただく際に、総括表に記入されている特別徴収及び普通徴収の報告人員と、給与支払報告書の枚数が一致しているか確認をお願いします。

④ 総受給者10名未満の場合、納期の特例

事務所、事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10名未満である場合には、年12回の納付を年2回(6月~11月分をまとめて12月10日までに、12月~5月分をまとめて6月10日までに)で納入する「納期の特例制度」を利用できます。
(希望する場合は、「希望する」に○をしてください。別途ご案内いたします。)